

千葉市保育料等の徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例（平成27年千葉市条例第25号。以下「条例」という。）及び児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則（平成27年千葉市規則31号。以下「規則」という。）に規定する保育料等について、必要な事項を定めるものとする。

(公立施設の公定価格)

第2条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第16条の規定により、地方公共団体が定める額は、当該基準等の例により算出した額とする。

(地域型保育事業の保育料)

第3条 地域型保育事業の保育料（規則第2条第4項及び第5項の市が定める額をいう。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 規則第2条第4項第1号の市長が別に定める額 規則別表第1に掲げる額
- (2) 規則第2条第4項第2号の市長が別に定める額 規則別表第2に掲げる額
- (3) 規則第2条第5項の市長が別に定める額 規則別表第2に掲げる額

2 前項に定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第9項に規定する事業所内保育において、従業員枠を利用するものについては、事業主が保育料の一部を負担することにより、施設が徴収する額を軽減することができる。

(民間施設の1号認定子どもの保育料)

第4条 都道府県及び市町村以外が設置する特定教育・保育施設（以下「民間施設」という。）において、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもが特定教育・保育を受けた場合（次条に掲げる場合を除く。）の当該保護者が施設に納付すべき額は、規則第2条第1項第1号に定める額とする。

(民間施設において支給認定前に特定教育・保育を受けた子どもの保育料)

第5条 民間施設において、法第28条第1項第1号に定める理由により特定教育・保育を受けた場合の当該保護者が納付すべき額は、規則第2条第2項に定める額とする。

(民間施設において特別利用保育及び特別利用教育を受けた子どもの保育料)

第6条 民間施設において、法第28条第1項第2号に定める特別利用保育及び法第28条第1項第3号に定める特別利用教育を受けた場合の保護者が納付すべき額は、規則第2条第3項に定める額とする。

(保育料の算定対象)

第7条 規則別表第1備考第2項及び規則別表第2備考第2項に規定する、保育料の算定に用いる市町村民税所得割課税額は、次の各号に掲げる世帯に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 子どもの父母の保育料算定対象所得年の収入合算額が基準額（父母と子のみの世帯で算出した保育料算定対象年度の4月1日の年齢における生活保護基準の第1類（個人経費）及び第2類（共同経費）の合算額の1.2倍の額をいう。次号において同じ。）より高い場合又は子どもの祖父母が同居していない場合 父母の保育料算定対象課税年度の市町村民税所得割課税額の合算額

(2) 子どもの父母の保育料算定対象所得年の収入合算額が基準額より低く、かつ子どもの祖父母が同居している場合 同居祖父母のうち家計の主宰者と認められる者の保育料算定対象課税年度の市町村民税所得割課税額

2 扶養義務者以外の者が同居し、かつその者が子どもを監護し生計を一にする場合は、その者を父又は母とみなして保育料を算定する。

3 子どもが父又は母から1年以上遺棄された場合又は父母が離婚を前提とする別居をし、離婚調停を行っている場合は、現に同居していない父又は母を不存在とみなし保育料を算定する。

4 子どもが父又は母が拘禁され1年経過した場合、又は刑期が確定し1年以上の拘禁が決定した場合は、申出により現に同居していない父又は母を不存在とみなし保育料を算定する。

（市町村民税所得割課税額が零円を下回る場合の階層決定）

第8条 規則附則別表第1の備考第2項及び規則附則別表第2の備考第2項の規定によって算出した市町村民税所得割課税額が零円を下回る場合においては、マイナス42,599円未満の場合はC1階層、マイナス42,599円以上の場合はC2階層に該当するものとみなす。

（規則附則別表第1及び規則別表第1の市長が定める額）

第9条 規則附則別表第1備考第5項第2号及び第6項第2号並びに規則別表第1備考第4項第2号及び第5項第2号に規定する市長が定める額は、**附則別表第1及び別表第1**に掲げる額とする。

2 規則附則別表第1備考第7項第3号及び規則別表第1備考第6項第3号に規定する市長が定める額は、**附則別表第2及び別表第2**に掲げる額とする。

（規則附則別表第2及び規則別表第2の市長が定める額）

第10条 規則附則別表第2備考11項及び規則附則別表第2備考第10項に規定する市長が定める額は、**附則別表第5及び別表第3**に掲げる額とする。

（保育料減免事由）

第11条 市長は、子どもの属する世帯が次の第1号から第5号までに掲げる事由に該当する場合（以下「減免事由」という。）は、別表第4の区分に応じ、保育料を減額

又は免除することができる。

- (1) 火災、地震、風水害その他罹災等により、当該世帯が居住する家屋等が、著しい損害を受けたとき。
- (2) 保育料算定対象者の事業の倒産、失業（自己都合を除く）又は傷病による就業不能により、当該世帯の収入が著しく減少したとき。
- (3) 同一世帯に属して生計を一にする父母または家計の主宰者となるそれ以外の扶養義務者の疾病等により、当該世帯の支出が著しく増加したとき。
- (4) 入所児童の傷病又はその保護者の傷病、出産により通所することが不可能であると認められるとき。
- (5) 婚姻によらないで父又は母となった者であるとき。

(減免対象期間及び減免申請期間)

第12条 保育料の減免対象期間は、原則として減免事由が発生した日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月までとするが、保育料算定対象課税年度の適用終月である8月を越える場合には再申請を要する。また、当該月の保育料が納付済みであった場合は当該減免分の減額をこれら以外の月の保育料に適用することができる。

2 前項に規定する減免対象期間が終了した後において、引き続き減免事由が存在する場合は、再申請により減免対象期間を更新することができる。

3 第1項に規定する減免申請は当該減免対象期間の属する年度内に行わなければならない。

(減免事由消滅等の申し出)

第13条 保育料の減免を受けている者は、減免事由の消滅又は変更が生じた場合は、その旨を申し出るものとする。

(減免の取消)

第14条 市長は、保育料の減免を承認した後において、減免事由が消滅した場合は、減免の承認を取消すものとする。

2 市長は、減免の承認を取消す場合は、書面により申請者に通知するものとする。

(減免承認後の調査)

第15条 市長は、保育料の減免を承認した後において、当該世帯の状況について随時調査し、必要に応じて関係書類を提出させるものとする。

(使用料免除)

第16条 条例第5条に規定する時間外保育を利用した保護者が、規則別表第2又は規則附則別表第2の階層区分のA階層又はB階層に該当する場合は、同条に規定する使用料を免除する。

2 条例第7条の表の区分2及び3に規定する一時預かり事業を利用した保護者が、生活保護を受給している場合は、同条に規定する使用料を免除する。

(代行徴収)

第17条 市長は、市長が徴収する保育料等のうち、督促を行ってもなお納付されないものについて、市長に対して児童福祉法（昭和22年法第164号）第56条第8項に定める地方税の滞納処分の例による処分の請求を行うものとする。

2 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者（市長を除く）若しくは家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。）を行うものが、児童福祉法第56条第8項及び第9項に定める地方税の滞納処分の例による処分の請求を行う場合は、納付期限から1年以上支払いを受けることに努め、民事執行法（昭和54年法第4号）第22条の各号に定める債務名義を取得することとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 千葉県保育料減免実施要綱（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

1 平成27年3月31日時点で家庭的保育実施要綱に規定された家庭的保育を利用していたものが、引き続き法第7条第6項に規定する家庭的保育を利用する場合は、規則第2条第4項の規定に関わらず附則別表第3に掲げる額とする。

2 平成27年3月31日時点で小規模グループ型保育実施要綱に規定された小規模グループ型保育を利用していたものが、引き続き法第7条第7項に規定する小規模保育を利用する場合は、規則第2条第4項の規定にかかわらず附則別表第4に掲げる額とする。

3 規則の施行の際、保護者の育児休暇を理由とし一時施設を退所していた子どもが特定教育・保育を受ける場合の保育料は、規則第2条第1項第2号の規定にかかわらず、規則附則別表第2に掲げる額とする。

4 規則の施行の際、保護者の育児休暇を理由とし一時施設を退所していた子どもが特定地域型保育を受ける場合の保育料は、規則第2条第4項の規定にかかわらず、附則別表第3又は第4に掲げる額とする。

附則別表第 1

階層区分			教育標準時間
			第二子
生活保護世帯		A	0
市民税非課税世帯		B	0
市民税所得割非課税世帯		C	0
市民税所得割課税額	6,000 未満	D	2,590
	8,400 未満	E	4,390
	13,500 未満	F	5,000
	34,501 未満	G	5,000
	171,601 未満	H	7,920
	245,701 未満	I	10,500
	245,701 以上	J	11,580

備考

- 1 規則附則別表第 1 の備考の例による。

附則別表第 2

階層区分			教育標準時間
			第一子
市民税所得割課税額	6,000 未満	D	920
	8,400 未満	E	920
	13,500 未満	F	920
	34,501 未満	G	920

備考

- 1 規則附則別表第 1 の備考の例による。

附則別表第 3

市民税所得割額		階層区分	基準額(第一子)								
			6日9h	6日7h	6日5h	5日9h	5日7h	5日5h	4日9h	4日7h	4日5h
生活保護世帯		A	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯		B	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税所得割非課税世帯 (みなし年少扶養控除適用のための計算結果が、▲42,599円以上0円未満の場合はC2とする)		C1	4,110	4,040	4,040	4,110	4,040	4,040	4,110	4,040	4,040
市民税所得割課税額	6,000未満	C2	6,170	6,070	6,070	6,170	6,070	6,070	6,170	6,070	6,070
	8,400未満	D1	11,180	10,990	10,990	11,180	10,990	10,990	11,180	10,190	9,020
	13,500未満	D2	14,960	14,710	14,710	14,960	14,460	12,470	13,140	11,570	10,000
	30,900未満	D3	18,840	18,520	16,570	18,590	16,220	13,720	14,960	12,980	11,000
	53,900未満	D4	26,650	23,730	19,630	23,130	19,780	16,230	18,620	15,820	13,030
	72,200未満	D5	32,600	27,440	22,290	27,090	22,870	18,420	21,810	18,300	14,790
	92,200未満	D6	37,720	31,440	25,160	31,330	26,200	20,780	25,240	20,960	16,680
	129,200未満	D7	42,450	35,130	27,810	35,260	29,270	22,950	28,410	23,420	18,430
	163,900未満	D8	45,010	37,120	29,240	37,390	30,940	24,130	30,120	24,750	19,380
	261,100未満	D9	46,840	38,550	30,270	38,900	32,130	25,970	31,350	25,700	20,060
	357,400未満	D10	49,010	40,240	31,480	40,710	33,540	25,970	32,800	26,830	20,860
	440,400未満	D11	51,190	41,950	32,710	42,520	34,960	26,980	34,270	27,970	21,670
	632,200未満	D12	54,760	44,730	34,700	45,480	37,280	28,620	36,660	29,820	22,990
	632,200以上	D13	58,330	47,510	36,700	48,440	39,600	30,260	39,050	31,680	24,310

備考

- 1 規則附則別表第 2 の備考の例による。

附則別表第4

市民税所得割額		階層区分	標準時間	短時間
生活保護世帯		A	0	0
市民税非課税世帯		B	0	0
市民税所得割非課税世帯 (みなし年少扶養控除適用)		C1	4,110	4,040
市民税所得割課税額	6,000未満	C2	6,170	6,070
	8,400未満	D1	11,180	10,990
	13,500未満	D2	14,960	14,710
	30,900未満	D3	18,840	18,520
	53,900未満	D4	26,650	26,200
	72,200未満	D5	32,600	32,050
	92,200未満	D6	37,720	37,080
	129,200未満	D7	42,450	41,730
	163,900未満	D8	45,010	44,240
	261,100未満	D9	46,840	46,040
	357,400未満	D10	49,010	48,180
	440,400未満	D11	51,190	50,320
	632,200未満	D12	54,760	53,830
	632,200以上	D13	58,330	57,340

備考

- 1 規則附則別表第2の備考の例による。

附則別表第 5

階層区分			基準額			
			保育標準時間認定		保育短時間認定	
			3 歳以上児	3 歳未満児	3 歳以上児	3 歳未満児
			第一子	第一子	第一子	第一子
市民税所得割課税額	13,500 円未満	D2	6,000	7,480	6,000	7,350
	30,900 円未満	D3	6,000	9,000	6,000	9,000
	34,501 円未満	D4	6,000	9,000	6,000	9,000

備考

- 1 規則附則別表第 2 の備考の例による。

別表第 1

階層区分		教育標準時間	
		第二子	
生活保護世帯		A	0
市民税非課税世帯		B	0
市民税所得割非課税世帯		C	0
市民税所得割課税額	48,600 未満	D	2,590
	51,500 未満	E	4,390
	56,600 未満	F	5,000
	77,101 未満	G	5,000
	211,201 未満	H	7,920
	285,301 未満	I	10,500
	285,301 以上	J	11,580

備考

- 1 規則別表第 1 の備考の例による。

別表第 2

階層区分			教育標準時間
			第一子
市民税所得割課税額	48,600 未満	D	920
	51,500 未満	E	920
	56,600 未満	F	920
	77,101 未満	G	920

備考

- 1 規則別表第 1 の備考の例による。

別表第 3

階層区分			基準額			
			保育標準時間認定		保育短時間認定	
			3 歳以上児	3 歳未満児	3 歳以上児	3 歳未満児
			第一子	第一子	第一子	第一子
市民税所得割課税額	56,600 円未満	D2	6,000	7,480	6,000	7,350
	57,700 円未満	D3	6,000	9,000	6,000	9,000
	77,101 円未満	D4	6,000	9,000	6,000	9,000

備考

- 1 規則別表第 2 の備考の例による。

別表第4

区分	減免事由	適用要件	減免方法
1号	火災、地震、風水害その他罹災等により、当該世帯が居住する家屋等が著しい損害を受けたとき	家屋及び家財の損失額（保険金等の補填額を除く）が罹災前の価格の2分の1以上の場合	当該年の推定課税額に基づいた階層の保育料に再認定
2号	保育料算定対象者の事業の倒産、失業（自己都合を除く）又は傷病による就業不能により、当該世帯の収入が著しく減少したとき	当該世帯の当該年の見込収入額が保育料算定対象所得年の収入額の3分の2以下に減少した場合	当該年の推定課税額に基づいた階層の保育料に再認定
3号	同一世帯に属して生計を一にする父母又は家計の主宰者となるそれ以外の扶養義務者の疾病等により、当該世帯の支出が著しく増加したとき	当該世帯の当該月の不測の支出額（保険等で補填される額を除く）が当該月の実収入額の3分の1以上に増加した場合	当該年の推定課税額に基づいた階層の保育料に再認定
4号	入所児童の傷病又はその保護者の傷病、出産により通所することが不可能であると認められるとき	通所不可能な期間が30日以上又は60日以上見込まれる場合（同一の理由では年度内に1回のみ適用とする）	保育料を全額免除（通所不可能な期間が30日以上の場合は1か月、60日以上の場合は2か月とする）
5号	婚姻によらないで母又は父となった者であるとき	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に該当する場合又は同令第1条の2第2号に該当する場合	地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなして、同法第295条第1項第2号、同法第314条の2第1項又は同条第3項及び第314条の6の規定の例により、市町村民税を算定した場合に得られる課税額に基づいた世帯区分の保育料に再認定

備考

1 当該年の推定課税額は次の各号の算出方法に従い認定する。

（1）1号を事由とする場合

保育料算定対象所得割課税額－（当該年の住宅家財等の損失額のうち雑損控除となり得る額×6％）＝推定課税額

（2）2号を事由とする場合

当該年の見込み収入額を基として計算した推定課税額

（3）3号を事由とする場合

保育料算定対象所得割課税額－（当該年の不測の支出額（見込み）のうち所得控除となり得る額×6％）＝推定課税額

2 当該年の見込み収入額は次の算式により認定する。

（1）当該年の既収入額＋減免事由の発生した日以降の見込収入額

（2）（1）の算式で認定が困難な場合

当該年の既収入額＋基準収入月額×減免事由の発生した日の属する月以降の月数＋賞与見込額

（基準収入月額は、減免事由の発生した日の属する月の賞与を除く収入額とし、当該収入額が把握できない場合は減免事由発生後3か月における賞与を除く収入額の平均額とする。）

3 2号又は3号を事由とする場合で、減免対象期間が3か月を超える場合は、3か月経過時に第15条に定める調査を実施するものとする。

4 減免事由に複数該当する場合は、減免額が最も大きい事由により認定する。